２　前項の場合において、法第九十六条の二第一項の規定により公告の方法として同項第一号に掲げる方法を定めているときは、前項の規定によるもののほか、第四項の期間、前項の規定による掲示の内容を農林中央金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。

３　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による届出は、することを要しない。

一～六　（略）

４　（略）

５　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による公告及び第二項の規定による閲覧に供する措置は、することを要しない。

一　第三項第二号から第六号までのいずれかに該当する場合

二　（略）

６　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

一　（略）

二　第三項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

別紙様式第７号の２（第85条の35第１項関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）

別紙様式第12号（第126条第１項関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）

別紙様式第13号（第141条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

農林中央金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における農林中央金庫代理業に従事する使用人について記載すること。なお、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

２　（略）

５・６　（略）

（新設）

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による届出は、することを要しない。

一～六　（略）

３　（略）

４　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による公告は、することを要しない。

一　第二項第二号から第六号までのいずれかに該当する場合

二　（略）

５　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

一　（略）

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

別紙様式第７号の２（第85条の35関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）

別紙様式第12号（第126条関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）

別紙様式第13号（第141条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

農林中央金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における農林中央金庫代理業に従事する使用人について記載すること。

２　（略）

５・６　（略）